

平成22年12月2日

各部局長 殿

国際部長
亀岡 雄

2011年度フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞候補者の
推薦について（通知）

標記のことについて、ドイツ学術交流会文化部部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

ついては、貴部局で推薦候補者がある場合には、下記により応募願います。

なお、全ての提出書類は、日本語以外に、ドイツ語または英語で記述されているものも必要であることを申し添えます。

記

- ① 対象
学問上すぐれた業績をあげた日本人の研究者で、かつ、申請時に年齢が50歳未満、ドイツ語の知識がある方。
- ② 提出書類
 - (1) 履歴書
 - (2) 出版物を網羅したリスト
 - (3) 学問上の業績及び文化的功績の紹介
 - (4) 学外からの推薦状
 - (5) 総長名推薦状※ (1)～(4)は任意様式、(5)は別紙参照願います。
- ③ 提出期限
平成23年1月7日（金）
- ④ 提出先
国際部国際交流課国際交流企画係
担当 川上（内線3040）

その他、詳細はドイツ学術交流会のHPをご覧ください。

http://tokyo.daad.de/wp/scholarship_siebold/

総長推薦状

※ 日本語表記箇所を英語で編集いただき、総長署名欄は空欄のまま提出願います。

January xx, 2011

Mr. Harald Gehrig
Culture Counselor
German Academic Exchange Service
Tokyo Office
7-5-56 Akasaka Minatoku, Tokyo 107-0052

Dear Sir,

I am writing this letter of recommendation in support of Professor 名前's nomination for the Philipp Franz von Siebold-Prize 2011.

It is my sincere belief that he is eminently qualified to be a recipient of the prize.

Over the past year Professor 名前 has demonstrated 研究内容.

In closing, it is with sincere conviction that I enthusiastically recommend Professor 名前 to be selected as a recipient of the Philipp Franz von Siebold-Prize 2011.

Sincerely,

WASHIDA Kiyokazu
President
Osaka University

(訳文)

2011年度フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞について

拝啓

フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞の公募は今回（2011年度）をもって第33回目を迎えます。日本の大学の学長として貴殿に来年度の受賞者を推薦していただきたく存じます。これまでの受賞者の氏名は同封の表にある通りです。

この賞は来年度もこれまで同様、日本とドイツ連邦共和国における文化および社会のよりよい相互理解に貢献し、学問上すぐれた業績をあげられた日本人研究者に授与されます。賞はアレクサンダー・フォン・フンボルト財団の年次大会の際にドイツ連邦共和国大統領より授与されます。

賞金は5万ユーロです。受賞者はドイツ連邦共和国における1年間の研究滞在に招待されます。滞在は数回に分けて行うこともできます。その際の往復旅費は1回のみ賞金とは別途に支給されます。

本賞授与規定により受賞の対象となるのは、学問上すぐれた業績をあげられた日本人研究者です。年齢は50歳未満で、一応のドイツ語知識のある方とします。

候補者を推薦できるのは、日本の各大学長のほかに、国立の研究機関（研究開発法人）の理事長、これまでのジーボルト賞受賞者、日本の各ゲーテ・インスティトゥートの所長、ドイツ日本研究所所長ならびに東京のドイツ連邦共和国大使と大阪の総領事です。元フンボルト研究奨学生および研究賞受賞者は日本の大学の学長を通じて推薦することができます。

2011年度についての推薦は、ジーボルト賞事務局の任務を受け持つドイツ学術交流会（DAAD）東京事務所宛に2011年1月17日（必着）までにご提出ください。

〒107-0052

東京都港区赤坂7-5-56 ドイツ文化会館内 ドイツ学術交流会東京事務所

電話 (03) 3582-5962

ファクス (03) 3582-5554

e-mail: daad-tokyo@daadjp.com

推薦にあたっては、ドイツ語（または英語）および日本語にて推薦状ならびに次の書類をご提出下さるようお願いいたします。

- 履歴書
- 出版物を網羅したリスト
- 学問上の業績および文化的功績の紹介
- 外部の方からの推薦状

貴殿の推薦をお待ちしております。

敬具

ハラルド・ゲーリッヒ

文化部部长

同封：これまでの受賞者リスト

フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞受賞者一覧

- 沼 正作博士	生化学	京都大学教授	(1979年度)
- 石井紫郎教授	法学	東京大学教授	(1980年度)
- 木村 敏博士	精神医学	名古屋大学教授	(1981年度)
- 木村直司博士	ドイツ文学	上智大学教授	(1982年度)
- 阿部光幸博士	医学	京都大学教授	(1983年度)
- 北川善太郎博士	法学	京都大学教授	(1984年度)
- 中村英夫博士	建築工学	東京大学教授	(1985年度)
- 大西健夫博士	経済学	早稲田大学教授	(1986年度)
- 三島憲一教授	ドイツ文学・哲学	学習院大学教授	(1987年度)
- 安達恵美子博士	眼科学	千葉大学教授	(1988年度)
- 藤田宙靖博士	法学	東北大学教授	(1989年度)
- 大橋良介博士	哲学	京都工芸繊維大学教授	(1990年度)
- 越 宏一博士	美術史	東京芸術大学教授	(1991年度)
- 山田作衛博士	物理学	東京大学教授	(1992年度)
- 西村重雄博士	法学	九州大学教授	(1993年度)
- 浅島 誠博士	生物学	東京大学教授	(1994年度)
- 松浦 純教授	ドイツ文学	東京大学教授	(1995年度)
- 高橋 研博士	工学	東北大学教授	(1996年度)
- 濱砂敬郎博士	経済学	九州大学教授	(1997年度)
- 二間瀬敏史博士	物理学	東北大学教授	(1998年度)
- 西川伸一博士	医学	京都大学教授	(1999年度)

- 山本健兒博士	地理学	法政大学教授	(2000年度)
- 柴田利明博士	物理学	東京工業大学教授	(2001年度)
- 小菌英雄博士	数学	東北大学教授	(2002年度)
- 瀬川裕司博士	ドイツ文学	明治大学教授	(2003年度)
- 大貫敦子教授	ドイツ文学・哲学	学習院大学教授	(2004年度)
- 鏑田武志博士	医学	東京医科歯科大学教授	(2005年度)
- 井田 良博士	法学	慶應義塾大学教授	(2006年度)
- 小田部胤久博士	美学	東京大学教授	(2007年度)
- 田中 功博士	材料工学	京都大学教授	(2008年度)
- 小川暁夫博士	ドイツ語学・言語学	関西学院大学教授	(2009年度)
- 田中 純博士	思想史	東京大学教授	(2010年度)

**日本学術振興会
二国間交流事業
共同研究・セミナー
平成 23 年度(2011 年度)分募集要項(2 月締切分)**

平成 22 年 12 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science: JSPS)は、以下に掲げる国の学術振興機関(対応機関)と、学術の国際協力に関する合意に基づく事業を行っています。本事業は、個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームの持続的ネットワーク形成を目指しており、我が国の大学等の優れた研究者(若手研究者を含みます。)が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援するものです。

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下、「電子申請システム」といいます。)」により申請を受け付けます。なお、詳細は「6. 申請手続」を参照してください。

2. 今回募集する国・対応機関・事業内容・採用予定件数・分野

地域	対象国	対応機関	事業内容	採用予定件数	対象分野
アジア	韓国	韓国研究財団 (National Research Foundation of Korea: NRF)	共同研究	31 件(うち新規 26 件、継続 5 件)以内	数学・物理学、化学・材料科学、生物学、電気・電子・情報・機械、地球科学・宇宙科学、医学、人文・社会科学
			セミナー	11 件以内	
	ベトナム	ベトナム科学技術アカデミー (Vietnam Academy of Science and Technology: VAST)	共同研究	2 件以内	人文・社会科学及び自然科学にわたる全分野
ヨーロッパ	フィンランド	フィンランドアカデミー (Academy of Finland: AF)	セミナー	2 件以内	人文・社会科学及び自然科学にわたる全分野
	フランス	フランス国立研究機構 (Agence Nationale de la Recherche: ANR)	共同研究 (CHORUS プログラム)	7 件以内	人文・社会科学

※実際の採用件数は、本会の審査結果、本会と対応機関の協議結果や予算状況等により、上記の採用予定件数と異なることがあります。

※フランス (ANR) との共同研究は 3 年ごとに募集をしています。また、フィンランド (AF) との共同研究 (隔年募集のため平成 23 年度分の募集はありません) 及びセミナーは、平成 24 年度分より 9 月締切分として募集を行う予定です。

3. 申請資格

以下に掲げる我が国の次の研究機関に所属する常勤または常勤として位置づけられている研究者。
 ※常勤職の位置づけについては、各機関の定めによります。

- ① 大学、短期大学、大学共同利用機関、高等専門学校
- ② 国公立試験研究機関等
- ③ 学術研究・研究開発活動を行う独立行政法人、特殊法人、政府出資法人、一般財団法人、一般社団法人
- ④ 民間研究機関

※②～④については「機関コード一覧」(<https://www-kokusai.jps.go.jp/jps1/kikanList.do>)に掲載されている機関に限ります。

4. 要件

対象となる共同研究／セミナーは、次の要件を満たしている必要があります。ただし、相手国・対応機関により個別の要件がありますので、「16. 国別の注意事項」で確認してください。

事業内容 要件	共同研究	セミナー
我が国の参加者	我が国の大学等学術研究機関(3. の①～④の機関に限る)において研究に従事している者(当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポスドクならびに大学院博士課程・修士課程在籍者を含む)	
相手国代表者	当該国の対応機関が所管又は対象としている学術研究機関に所属する研究者を原則とする。(「16. 国別の注意事項」参照。)	
参加者数	我が国と相手国の研究者のチームによって実施されるもの。	我が国と相手国の研究者が参加するセミナーであること。第三国からの研究者を含めることができるが、経費は支給しない。
期間	「16. 国別の注意事項」参照	1週間以内
その他	原則として、第三国への出張は認めない。(国際会議での当事業の研究成果の発表又はフィールドワーク等の場合を除く。)	我が国か相手国のいずれかの国内で開催されること。

- ※注意事項 ①申請は一対応機関につき共同研究もしくはセミナーいずれか一件限りとします。
 ②本募集による共同研究・セミナーの開始日において既に二国間交流事業共同研究に採択されている研究代表者は、同一対応機関との共同研究・セミナーには申請できません。

5. 本会支給経費(「16. 国別の注意事項」参照)

課題の実施に要する業務については、共同研究／セミナー代表者の所属機関に対して本会が「業務委託」する方法により行います。経費執行に関しては、本会の定める「独立行政法人日本学術振興会が行う業務委託契約の基準について」に従ってください。なお、本事業では委託手数料の支給はありません。

本会は、次の経費(特に注意書きがない場合は、我が国の研究者に係る経費)を支給します。

① 共同研究

外国旅費	共同研究目的地までの航空運賃、滞在費等*
国内旅費	我が国の研究者の共同研究の実施及び成果発表のための国内出張に係る経費 相手国研究者に係る経費**
研究費	消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費など

*相手国対応機関との取り決めによっては、相手国滞在に係る経費を相手国対応機関が支給する場合があります。

**相手国対応機関との取り決めにて定められている場合に限りです。

② 日本開催セミナー

国内旅費	本会合、準備会(2回以内)、整理会(1回以内)に係る旅費 相手国研究者の日本滞在に係る経費*
開催経費	消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、準備会・本会合及び整理会のための会議費、雑役務費、レセプション経費、エクスカーション経費

*相手国対応機関との取り決めにて定められている場合に限りです。

③ 相手国開催セミナー

外国旅費	セミナー開催地までの航空運賃、滞在費等*
以下、日本国内で要する経費	
国内旅費	準備会、整理会(各1回以内)に係る旅費
開催経費**	消耗品費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、準備会及び整理会のための会議費、雑役務費など

* 相手国対応機関との取り決めによっては、相手国滞在に係る経費を相手国対応機関が支給する場合があります。

**本会合に係る開催経費は相手国の負担とし、本会は負担しません。

6. 申請手続

① 電子申請システム

申請は、ホームページ上の電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ http://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html を参照してください。

なお、すでに国際交流事業の申請者用 ID を取得している場合、あらためて所属機関に対して ID・パスワードの発行を依頼する必要はありません。

② 申請情報入力時の注意

審査を実施する分野については、分科細目に対応する8領域のいずれかに区分されます。ただし、「総合領域」「複合新領域」に当たる細目(電子申請システムの案内ページ上「分科細目コード表」<https://www-kokusai.jsps.go.jp/jsps1/saimokuList.do>)を選択した場合は、審査を希望する領域として、そのいずれかを選んでください。

③ 申請締切日

平成 23 年 2 月 22 日 (火)

(申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。)

7. 申請に際しての留意事項

- ① 本事業の申請にあたっては、相手国側の共同研究／セミナー代表者は本会の相手国側対応機関への申請が必要となります。相手国側共同研究／セミナー代表者は、「16. 国別の注意事項」に記載の対応機関の本事業担当者に手続きを確認の上、申請するようにしてください。
- ② 本会の「先端研究拠点事業」、「アジア研究教育拠点事業」、「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」、「日中韓フォーサイト事業」、「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)」、「日独共同大学院プログラム」、「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」、「頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム」において、コーディネーター・研究代表者・主担当研究者・主担当教員・開催責任者となっている者(となる見込みの者)は、本事業の共同研究／セミナー代表者となることができません。
- ③ 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことのある共同研究／セミナー代表者は、その事業の成果(見込み)と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

8. 審査基準

審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- ① 新しい知識又は概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値が高いこと。【学術的価値】
- ② その国と学术交流を実施しなければならない必要性が明らかであり、共同研究又はセミナー開催を通して、両国の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、両国の研究者が協力して学术交流することの意義が明らかであること。【相手国との交流の意義】
- ③ 社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資するなど社会的貢献が見込まれること。【社会的貢献】
- ④ 博士号取得前後の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】
- ⑤ 申請者と相手国研究者との事前交渉が明確に行われており、研究計画が具体的かつ実現可能と判断され、なおかつ将来的な発展の可能性が高いと認められること。【将来発展可能性】

なお、審査にあたっては、上記の観点に加え以下の諸点も考慮します。

- 研究の発展に資する人的交流が期間中に行われること。(外国旅費・国内旅費の合計が経費総額の50%以上であることが望ましい。)
- 経費の額と用途が適切であること。
- セミナー開催においては、開催地が妥当であること。

※韓国については別途「16. 国別の注意事項」を参照してください。

9. 選考及び結果の通知

- ① 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査に基づき、本会採用候補者を決定した後、対応機関との協議の上、採用／不採用を決定し、その結果を平成23年7月頃までに所属機関長に通知します。

② 不採用となった者については、おおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請者に通知します。

- ・不採用 A(不採用の中で上位)
- ・不採用 B(不採用の中で中位)
- ・不採用 C(不採用の中で下位)

③ 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

10. 採用決定後の手続

共同研究／セミナー代表者は、年度ごとに実施計画書を所定の期日までに提出します。

本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します。(実施計画書の内容に基づく査定、及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。)

11. 共同研究／セミナー代表者の所属機関及び本人の義務

- ① 共同研究／セミナー代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理及び執行を行うこと。
- ② 共同研究／セミナー代表者は、本会所定の用紙により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- ③ 共同研究／セミナーの研究成果を学会誌等に発表する場合は、本事業による支援であることを明記すること。

12. 不正使用等に対する措置

研究者等による競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択の決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等のしかるべき措置を行います。競争的資金等の適正な使用等については、別紙(「競争的資金等の適正な使用等について」)をご参照ください。

13. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規定」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会二国間交流事業(共同研究・セミナー)の業務遂行のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)します。

なお、採択された共同研究／セミナーについては、代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題／セミナー名及び報告書等が本会のホームページにおいて公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

14. その他

- ① 本会は、共同研究期間中又はセミナー開催に係る派遣中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。
- ② 共同研究／セミナーの研究成果の権利の帰属については、両国の共同研究／セミナー代表者が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。
- ③ 本会は、軍事目的の研究を支援しません。

15. 連絡先

- ① 事業内容や募集要項についての問い合わせ

〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地
独立行政法人 日本学術振興会

研究協力第一課「欧米・オセアニア諸国との共同研究・セミナー」担当
電話:03-3263-1763、1932 (受付時間:祝日を除く月～金 9:30～17:30)
FAX:03-3263-1673

地域交流課「アジア・アフリカ諸国との共同研究・セミナー」担当
電話:03-3263-2367 (受付時間:祝日を除く月～金 9:30～17:30)
FAX:03-3234-3700

Email (共通) : nikokukan@jsps.go.jp

- ② 電子申請システムの操作に関する問い合わせ

コールセンター フリーダイヤル 0120-556739 (受付時間:祝日を除く月～金 9:30～17:30)

16. 国別の注意事項

【韓国】

覚書により、それぞれ自国の研究者に係る経費を負担します。セミナー開催経費は開催国が負担します。

種別	実施期間	本会支給経費総額	本会支給経費の内訳			備考
			我が国の研究者に係る経費		相手国研究者に係る経費	
			旅費	その他の経費		
共同研究	1年以上2年以内(平成23年7月1日に開始されること)	各年度あたり120万円以内。かつ、全研究期間に対して総額240万円以内。	外国旅費(航空運賃、宿泊料)、国内旅費	研究費	—	
日本開催セミナー	1週間以内(平成23年7月1日から平成24年3月31日までの間に開催されること)	経費総額は100万円以内。	国内旅費	開催経費	—	
韓国開催セミナー	1週間以内(平成23年7月1日から平成24年3月31日までの間に開催されること)	経費総額は120万円以内。	外国旅費(航空運賃、宿泊料)、国内旅費	準備会、整理会等に係る開催経費	—	

① 申請書類について

- ・申請書類は他の国の様式と異なりますので、注意してください。
- ・対応する韓国の研究者も、NRFへ申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効になりますので、注意してください。
- ・申請書に記載する情報が我が国と韓国とで異なるよう注意してください。

② 継続申請について

継続申請とは、平成21年度に採用された共同研究のうち、今回の申請も両国の研究代表者及び主たる構成員が同一で、現在実施中の共同研究の成果を基に次の段階へ発展している課題を指します。この場合、申請書1ページ目の「継続」に○を付してください。

なお、継続課題については合議審査において「8. 審査基準」に加えて、①継続の必要性、②後日提出いただく直近の申請における「実施計画」と「共同研究報告書」の整合性が審査の基準となります。

③ 共同研究／セミナー代表者の義務

研究終了後又はセミナー開催後に提出する報告書は、日韓基礎科学合同委員会において報告されるため、必ず英文で作成し、提出してください。

- ④ NRFでの申請受付期間や、提出書類の詳細については、韓国の研究者から下記連絡先へ照会してください。

<NRF 担当部局の連絡先>

Asia Team
 Directorate for International Affairs
 National Research Foundation of Korea (NRF)
 (Tel) +82 (0)2-3460-5704
 (Fax) +82 (0)2-3460-5709

【ベトナム】

覚書により、派遣側が渡航費を、受入側が滞在費を負担します。

種別	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			備考
			我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
			旅費	その他の経 費		
共同研究	1年以上3年 以内(平成23 年8月1日か ら平成24年3 月31日までの 間に開始され ること)	各年度あたり 250万円以内。 かつ、全研究期 間に対して総額 750万円以内。	外国旅費(航 空運賃)、国 内旅費	研究費	来日研究者の 滞在費、国内 旅費、保険料	

- 対応するベトナムの研究者は、ベトナム科学技術アカデミー (Vietnam Academy of Science and Technology: VAST) 所管の研究所等に所属する者でなければ、両国で採用されても VAST からの支援を受けられませんので、ベトナム側研究代表者の所属機関等により経費の負担が可能であることを確認したうえで申請してください。
- ベトナムの研究者も、VAST に申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意してください。
- VAST での申請受付期間や、提出書類等の詳細については、ベトナムの研究者から下記連絡先へ照会してください。

< VAST 担当部局の連絡先 >

International Cooperation Department

Vietnamese Academy of Science and Technology (VAST)

(Tel) +84(0)4-3756-4607

(Fax) +84(0)4-3756-2764

【フィンランド (AF)】

種別	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			備考
			我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
			旅費	その他の経 費		
日本開催 セミナー	1週間以内(平 成23年8月1 日から平成24 年3月31日ま での間に開催 されること)	経費総額は250 万円以内。	国内旅費	開催経費	—	
フィンラン ド開催セミ ナー	1週間以内(平 成23年8月1 日から平成24 年3月31日ま での間に開催 されること)	経費総額は250 万円以内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	準備会、整 理会等に係 る開催経費	—	

- 平成23年度に限り、フィンランドアカデミー (Academy of Finland: AF) と本会はそれぞれ独自に審査・採択を行います。その為、AF と本会の双方に申請しても、いずれか一方の申請のみが採択される場合があります。なお、AF 側の平成23年度募集は既に終了しています。

<AF 担当部局の連絡先等>

JSPS-AF Joint Seminar
 International Relations Unit
 Academy of Finland (AF)
 (Tel) +358(0)9 7748-8256
 (Fax) +358(0)9 7748-8241

【フランス (ANR)】 “CHORUS Program”

種別	実施期間	本会支給経費 総額	本会支給経費の内訳			備考
			我が国の研究者に係る経費		相手国研究者 に係る経費	
			旅費	その他の経 費		
共同研究 (CHORUS プログラム)	1年以上3年 以内(平成23 年9月1日か ら平成23年12 月31日までの 間に開始され ること)	各年度あたり 250万円以内。 かつ、全研究期 間に対して総 額750万円以 内。	外国旅費(航 空運賃、日 当、宿泊料)、 国内旅費	研究費	—	対象分野: 人文・社会 科学

- 国立研究機構(Agence Nationale de la Recherche : ANR)との二国間交流事業は、ANRとの合意により「CHORUS Program」と呼称しています。
- 対応するフランスの研究者も、ANRへ申請書を提出することが必要であり、それがない場合には我が国での申請は無効となりますので、注意して下さい。
- ANRでの申請受付期間や、提出書類等の詳細については、フランスの研究者から下記連絡先へ照会して下さい。

<ANR 担当部局の連絡先等>

Agence Nationale de la Recherche (ANR)
 (Tel) +33(0)1-7809-8083
 (E-mail) pierre-olivier.pin@agencerecherche.fr

嗜好品文化研究会 第5回研究奨励事業（研究助成）公募要領

1. 研究奨励事業（研究助成）の概要

嗜好品文化研究会は、嗜好品にかかわる文化研究に助成します。

(1) 研究奨励事業の趣旨

嗜好品文化研究会（文末にメンバー紹介）は、21世紀初め、嗜好品文化を研究するために有志が集まって始めた研究会です。これまで日本人が追求してきた「豊かさ」に支えられながらも、それとは異なる次元、視点に立ち、嗜好品を糸口として、さまざまな「愉しみ」の世界を切り開くことができるのではないかと考えています。

初年度（2001）は、「現代日本における嗜好品」をテーマに調査と研究討論を重ねました（その成果は『なぜ「ただの水」が売れるのか——嗜好品の文化論』として公刊）。平成14年度（2002）は「諸民族文化の中の嗜好品」という表題を掲げ、世界の21の諸民族の嗜好品を研究対象としてとりあげました（成果：『嗜好品の文化人類学』）。平成15年度（2003）は「現代世界の都市社会における嗜好品」という表題を掲げ、東京、ソウル、上海、パリ、ロンドン、ニューヨーク、ロサンゼルスでの調査を行い、議論を交わしました（成果：『現代都市と嗜好品』）。平成16年度（2004）は「動物に嗜好はあるか」というテーマを掲げ、いわば「嗜好品の進化論」を構想しました。平成17年度（2005）は、「嗜好品の人類文明史」というテーマを掲げ、人類史と嗜好品の関係について議論しました。これらの成果も、やがて公刊する予定です。

このように5年間の研究・調査を重ねた嗜好品文化研究会は、次世代の嗜好品文化についての研究振興を目的に、嗜好品のありようや可能性に関心を寄せる若手研究者の研究を支援する活動を展開することとし、平成18年度（2006）から研究奨励事業をスタートさせました。

本年度も独創的・先駆的な嗜好品文化研究を期待します。奮ってご応募ください。

なお、嗜好品文化研究の意義と問題発見の糸口をわかりやすく紹介する書籍『嗜好品文化を学ぶ人のために』も発行していますので、嗜好品文化研究会・研究奨励事業（研究助成）のガイド・ブックとしてご利用ください。

(2) 助成対象となる研究

- ・さまざまな時代、地域での嗜好品のありようをテーマとした文化研究を助成の対象とします。
- ・ここで嗜好品とは、栄養摂取のためではなく、愉しむことを目的に摂取するもののことです。酒、たばこ、コーヒー、茶・紅茶などがその代表とされます。しかし、通常は嗜好品と思われていないものでも、それに似た役割をはたしているものや行動については、嗜好品に準ずるものと考え、研究助成の対象とします。よって、薬学・医学・栄養学的見地のみの研究は助成対象としません。
- ・海外調査をとまなう研究も可です。

- ・共同研究、ならびに、助手アルバイトなどを動員しての研究は助成の対象外とし、あくまで個人研究を対象とします。

(3) 応募資格

- ・研究開始時に日本の大学の大学院に在籍する学生（留学生を含む。休学中、または海外からの出願も可とする）を対象とします。
- ・所属大学院指導教員の推薦書を添付してください。（申請書4ページ）

(4) 研究期間

- ・平成23年4月1日から平成24年8月31日までの17カ月。

(5) 研究費

- ・助成する研究費は1件あたり60万円が上限です。それを超える経費は個人負担となります。
- ・申請が採択された場合、研究費は、平成23年5月上旬に開催する「研究奨励事業授与式および説明会」にて支給されます。（授与式に出席するための旅費は当研究会で負担します。）
- ・研究中止、あるいは続行不能となった場合、研究費の一部または全部を返還していただくことがあります。
- ・研究期間終了後に領収書を揃えて研究費使用報告をしていただきます。研究費の用途には、研究に必要な資料、機器、消耗品の購入費や旅費等を含めることができます。ただし、領収書のないものは認められません。
- ・また、税法上の規定により、10万円以上（の領収書として現われる金額）で購入した機器は当方の備品になりますのでご注意ください。
- ・アルバイト人件費・謝金は助成の対象とはなりませんので、とくにご注意ください。
- ・研究費の内訳については次のとおりです。

[研究費費目一覧]

費目	内容
1 資料購入費	当該研究のための資料、図書、地図購入費
2 備品費	OA機器やパソコン用ソフト購入費
3 消耗品費	当該研究に必要な消耗品・消耗機材の購入費で、単価10万円未満のもの（複写費、印刷費を含む）。
4 通信費	郵便切手、電話、FAX料金
5 旅費交通費	当該研究に関する国内外における調査・研究に要する旅費および出国に要する経費とする。国内旅費の場合は旅費（交通費、宿泊費等）、海外旅費の場合は旅費に加え、旅行付帯雑費（旅券交付手数料、査証手数料、外貨買入手数料、手荷物託送、海外旅行傷害保険その他これに類する費用）。
6 雑費	上記に含まれない当該研究に要する費用（宅配便送料、DPE代、車両関係費等）。

(6) 研究実施にともなう書類の提出と研究成果の発表

- ・研究プロジェクトが採択された場合、研究開始にあたり所定の「同意書」および「研究費仮払受領書」を当研究会に提出していただきます。これにより、研究経過・完了の報告、研究費使用報告の義務を負っていただくことになります。
- ・「研究奨励事業授与式および説明会」を平成23年5月上旬に開催します。授与式には助成決定者ご本人の出席が原則ですが、やむを得ぬ場合は、代理出席も認められます。
- ・研究期間の中間時（平成24年1月）に「中間報告書」（400字詰め原稿用紙10枚程度）を提出していただきます。当研究会の研究メンバーによるアドバイスがあります。
- ・中間報告書をもとに、平成24年5月に開催する「嗜好品文化フォーラム」において口頭発表をしていただきます。（嗜好品文化フォーラムに出席するための旅費は当研究会で負担します。）
- ・平成24年8月31日までに「研究報告書」（400字詰め原稿用紙40枚～50枚の日本語による論文、ただし、図表・地図・写真等の添付資料は枚数に含まない）を、執筆要領に従って作成し、ワープロプリントアウトおよび電子データ（WORDかテキストデータ）で提出してください。
- ・研究報告書の著作権は、本人にあります。当研究会が作成する冊子に掲載しますので、あらかじめご了解ください。
- ・「研究費使用報告書」（領収書を添付）は、所定の期日（後日連絡）までに提出してください。提出していただいた「研究報告書」および「研究費使用報告書」は返却しませんので、ご了承ください。
- ・研究成果は、できるだけ学会誌等への投稿などを通じて公表してください。なお、公表の際には、当研究会の助成による旨を明示してください。

2. 応募方法

- ・申請書は、当研究会のウェブサイト (<http://www.cdij.org/shikohin/>) から「研究奨励事業申請書」（A4判／合計4枚、WORD版あるいはPDF版）をダウンロードの上、使用してください。ダウンロードできない場合は、当研究会宛に郵送でご請求いただければ（宛先を記入し、140円切手を貼った返信用角2封筒を同封）、用紙をお送りいたします。
- ・申請書は、ワープロ、または黒ボールペンを使用して日本語で必要事項を記入し、所属大学院の指導教員の推薦を受けた上で、正1通、副6通（コピー）を、それぞれ左肩上でホチキス留めし、かつ、選考結果通知のため返信用の定形封筒（宛先を記入して、切手は貼らない）を同封して、簡易書留あるいは宅配便にて当研究会宛に送付してください。持参・電子メール、FAXでは受け付けません。
- ・応募受付期間は、平成22年11月1日（月）から12月24日（金）（必着）です。
- ・提出された申請書は返却しませんので、ご了承ください。

[申請書類送付先・連絡先]

〒602-0898

京都市上京区相国寺東門前町 657-1 C D I 内

嗜好品文化研究会事務局「研究奨励事業公募」係

TEL : 075-253-0660 FAX : 075-253-0661

URL : <http://www.cdij.org/shikohin/>

E-mail : shikohin@cdij.org

3. 選考と結果発表

- ・当研究会を構成する学識経験者からなる審査会において厳正な選考をおこなった上で、決定します。
- ・選考結果は、採否にかかわらず、申請者全員に対し、平成23年3月末までに文書にて通知します。採択者は、研究開始にあたり所定の「同意書」および「研究費仮払受領書」を当研究会に提出していただきます。
- ・採択者には平成23年5月上旬に開催する「研究奨励事業授与式および説明会」に出席していただきます。
- ・採否の理由についての照会には応じられませんので、ご了承ください。

4. 個人情報取扱いについて

- ・個人情報は原則として利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な限度内で利用いたします。
- ・法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供いたしません。

5. 嗜好品文化研究会メンバー

代表幹事	高田 公理	(佛教大学教授)
幹事	栗田 靖之	(国立民族学博物館名誉教授)
	井野瀬 久美恵	(甲南大学教授)
	藤本 憲一	(武庫川女子大学教授)
	白幡 洋三郎	(国際日本文化研究センター教授)
	疋田 正博	(C D I 代表取締役)

国内公募
共同研究とそれを組織する客員教員の公募要項
(2012年度開始)

国際日本文化研究センターでは、日本文化の広く深い研究を推進するために、さまざまな専門分野における優れた研究成果を基礎として、それらを有機的に結びつける「共同研究」方式を採っています。

本センターは、1994年度から共同研究の課題を広く公募し、優秀な研究課題の企画者とその共同研究の代表者として、客員教員に迎えております。

1. 共同研究代表者の役割

研究代表者は、本センターの客員教員に就任し、共同研究の推進に当たり、参加者の選定、研究計画の立案、研究会の主宰、研究成果のとりまとめ等を行います。

2. 共同研究の構成

共同研究には、本センターの教員及び日本国内に在住する研究者並びに海外共同研究員が参加します。また、本センターの専任教員が、共同研究の代表者を補佐します。

3. 共同研究会の開催場所

本センター内とします。

4. 応募資格

共同研究の代表者となる者の応募資格は、2012年4月1日現在、年齢64歳未満で、大学その他の研究機関の研究者、又は、これと同等以上の研究能力があると所長が認めた者とします。

5. 募集人数

2名以内

6. 在任期間

2012年4月から2014年3月までの2年以内とします。

(研究会運営の打合せ及び研究報告取りまとめの打合せを行う場合は在任期間中にお願ひします。)

7. 申請方法等

(1) 申請手続

申請は、所定の様式による申請書を、所属長(部局長)による応募の承認を経た後、提出してください。

(申請書の作成に当たっては、記入要領参照)

応募の際には、共同研究の参加者を推薦してください。

その中には、必ず本センター専任教員を1名以上含めてください。

申請の前に当該専任教員へ連絡してください。(別添「研究テーマ一覧」参照)

(2) 応募書類及び申請期限

応募書類は、①申請書一式②申請課題に関係する主要業績（論文・著書）3編以内を、2010年12月13日（月）必着にて、送付してください。

提出のあった応募書類は返却いたしません。

(3) 提出先

住所：〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地

機関名：大学共同利用機関法人人間文化研究機構

国際日本文化研究センター 管理部研究協力課研究支援係

(4) 問い合わせ先

国際日本文化研究センター 管理部研究協力課研究支援係

TEL (075)335-2044 (直通)

FAX (075)335-2092

E-mail kyoudou@nichibun.ac.jp

なお、申請書はホームページ

(<http://www.nichibun.ac.jp/number/index.html>)

よりダウンロードできます。

8. 採否

採否は、本センターの共同研究委員会の審査を経て所長が決定し、2011年3月末までにその結果を所長から申請者及び所属長あて通知します。

9. 所要研究経費等

研究代表者は、客員教員として、研究費及び研究旅費のほか、共同研究会出席に要する旅費が支給されます。

また、共同研究の参加者には、研究会出席に要する旅費が支給されます。

10. 研究成果の報告

研究代表者は、共同研究終了後1年以内に研究報告をとりまとめ、その原稿を提出し、その後出版しなければなりません。

11. 施設等の利用

共同研究実施に当たり、本センターの図書室、コンピュータ等の施設・設備を利用することができます。

2012 年度開始国際日本文化研究センター
共同研究計画申請書記入要項

※ 印の欄は記入しないでください。

〈受付〉〈課題番号〉

1. 申請者欄には、申請者の氏名等必要事項をご記入ください。
2. 研究課題欄には、実施期間 2 年以内であることを考慮して、共同研究の研究課題をご記入ください。
3. 研究計画は、この研究課題の目的、方法、内容について別紙 1 にご記入ください。
4. 研究を補佐する本センター教員名欄は、本センターの専任教員のうち研究代表者が希望する者をご記入ください。
5. 共同研究者欄には、想定される参加者の氏名、所属、職名をご記入ください。なお、研究課題が採択された場合、共同研究者には、本センターの共同研究員を委嘱します。
6. 開催回数欄は、研究期間内の開催予定回数をご記入ください。
現在、本センターの共同研究会の多くは、隔月に 1 回程度行われています。
7. 研究期間欄は、2012 年 4 月 1 日から 2 年以内とします。
8. 承諾書欄に、共同研究申請者（研究代表者）の所属する所属機関の長の承諾を得てください。なお、機関に所属しておられない方は、承諾書欄の記入は不要です。
9. 研究業績は、申請課題に関する論文、著書等申請書類に添付した主要業績を含む 3 点についてその概要を別紙 2 にご記入ください。著書については、総ページ数を記入してください。また、雑誌、論文については掲載ページ (PP.○-○) を明記してください。

共同研究 —— 研究域・研究軸

研究域・研究軸は、個々の共同研究を日本文化研究総体のなかに位置づけるための座標のような働きをするものとして考案された本センター独特な枠組みです。

第1研究域から第5研究域まで、5つの研究域があり、研究軸は、各研究域ごとに3つずつ、合計15のものが設定されています。各共同研究は、それぞれこの5域、15軸の中に各々の場をしめることとなるわけです。

○第1研究域：動態研究

日本文化を、諸外国の状況からある程度独立した研究単位として考え、それを時系列的に研究します。

研究軸としては、〈現代〉、〈伝統〉、〈基層〉の3つが設定されています。

○第2研究域：構造研究

日本文化を第1域同様、独立的にとらえ、時系列的な変化から相対的に独立しており比較的固有の性格を保ち続けている部分の構造を研究します。

研究軸としては、〈自然〉、〈人間〉、〈社会〉の3つが設定されています。

○第3研究域：文化比較

日本文化を他の文化単位との関連において、グローバルにとらえ、その構造を比較検討します。

研究軸としては、〈生活〉、〈制度〉、〈思想〉の3つが設定されています。

○第4研究域：文化関係

日本文化を第3域同様、グローバルな視点でとらえ、その時系列的な変化を研究します。

研究軸としては、古代以来日本と文化交渉がある地域をさす〈旧交圏Ⅰ〉、大航海時代以来日本と文化交渉ができた地域をさす〈旧交圏Ⅱ〉、近代以降になって日本と文化交渉をするようになった地域をさす〈新交圏〉の3つが設定されています。

○第5研究域：文化情報

日本文化研究と日本認識に関するこれまでの蓄積を研究します。大量の研究文献などを整理し分析する、いわば研究の研究を行う研究域です。研究協力活動とも、もちろん密接な関連を持つこととなります。

研究軸としては、欧米諸国などにおける日本研究を対象とする〈外国における日本研究Ⅰ〉、アジア諸国などにおける日本研究を対象とする〈外国における日本研究Ⅱ〉、国内の日本研究を対象とする〈日本における日本研究〉の3つが設定されています。

2010年度共同研究一覧

研究域	研究軸	研究課題	研究代表者
第1研究域 動態研究	現代	文明と身体 (~2012年3月まで)	教授 牛村 圭
	伝統	仏教からみた前近代と近代 (~2011年3月まで)	教授 末木 文美士
	基層	怪異・妖怪文化の伝統と創造 —研究のさらなる飛躍に向けて— (~2013年3月まで)	教授 小松 和彦
第2研究域 構造研究	自然	生命文明の時代を創造する (~2012年3月まで)	教授 安田 喜憲
	人間	性欲の社会史 (~2011年3月まで)	教授 井上 章一
	社会	日本の近代化とプロテスタンティズム (~2011年3月まで)	客員准教授 上村 敏文
第3研究域 文化比較	生活	植民地帝国日本における支配と地域社会 (~2011年3月まで)	准教授 松田 利彦
	制度	近代日本の公と私、官と民—比較の視点から— (~2011年3月まで)	所長 猪木 武徳
		近代日本における指導者像と指導者論 (~2013年3月まで)	教授 戸部 良一
思想	「東洋美学・東洋的思惟」を問う:自己認識の危機と将来への課題 (~2011年3月まで)	教授 稲賀 繁美	
第4研究域 文化関係	旧交圏Ⅰ	都市文化とは何か?—ユーラシア大陸における都市文化の比較的研究— (~2011年3月まで)	教授 白幡 洋三郎
		帝国と高等教育—東アジアの文脈 (~2012年3月まで)	客員教授 酒井 哲哉
	旧交圏Ⅱ	文学の中の宗教と民間伝承の融合:宮沢賢治の世界観の再検討 (~2011年5月まで)	外国人研究員 Pullattu Abraham GEORGE
	新交圏	「日本浪漫派」とアジア (~2011年3月まで)	外国人研究員 呉 京煥
第5研究域 文化情報	外国における 日本研究Ⅰ	日本における翻訳の文化史 (~2010年8月まで)	外国人研究員 Jeffrey ANGLES
		東アジア近現代における知的交流—概念編成を中心に (~2013年3月まで)	教授 鈴木 貞美
	外国における 日本研究Ⅱ	「満州」学の整理と再編 (~2011年3月まで)	准教授 劉 建輝
	日本における 日本研究	民謡研究の新しい方向 (~2011年3月まで)	教授 細川 周平
日記の総合的研究 (~2013年3月まで)		教授 倉本 一宏	

研究テーマ一覧

職	氏名	専門分野	研究テーマ
教授	※※小松和彦 (副所長併任)	文化人類学、民俗学、口承文芸論	東アジアにおける民俗宗教の比較研究
	井上章一 (研究調整主幹併任)	建築史、意匠論	風俗、意匠など、目に見えるものをつうじた近代日本文化史の再構成
	稲賀繁美 (研究調整主幹併任)	比較文学比較文化、文化交流史	藝術におけるモダニズムの成立過程、全球化の覇権と地域的抵抗
	荒木 浩	日本文学	日本古典文学の表現と作品生成をめぐる総合的研究・日本文学研究の国際的展開とその方法
	伊東貴之	中国思想史、日中比較文学・思想	中国近世思想史(宋～清)―特に清代政治思想史および清代初頭～中葉期の政治観・人間観・倫理観などを中心として、日中および東アジアの文化交渉史
	牛村 圭	比較文学、比較文化論、文明論	近現代日本の文明観の変遷
	宇野隆夫	考古社会史、考古学GIS、文化財科学	ユーラシアの古代都市とシルクロード交流の研究
	笠谷和比古	歴史学(日本近世史、武家社会論)	近世の国制と天皇制、武士道の思想と行動形態
	倉本一宏	歴史学(日本古代政治史、古記録学、平安貴族の精神世界、天皇論)	平安貴族の精神世界、古記録学
	※※※白幡洋三郎	比較文化史	屋外レクリエーションの比較文化的研究
	末木文美士	仏教学、日本思想史、日本宗教史	日本思想史の中の仏教
	※※鈴木貞美	古典評価史をあわせた日本近現代文芸史の再構築	文化諸概念・諸ジャンルの編成史
	※※※戸部良一	日本近現代史	外務省革新派、戦前日本の政軍関係
	細川周平	音楽学、日系ブラジル史	明治・大正の音楽
	※安田喜憲	環境考古学	古代文明の比較研究
准教授	磯前順一	宗教・歴史研究	贖罪と救済
	榎本 渉	日本中世史	入宗・入元僧を中心とした日中文化交流、東シナ海における海商
	フレデリック・クレインス	日欧交渉史、科学史	17世紀ヨーロッパに普及した日本情報
	瀧井一博	国制史、比較法史	明治立憲体制の知識社会史的かつ国際関係史的研究
	松田利彦	歴史学	植民地朝鮮における官僚機構、戦時期日本の汎アジア主義と朝鮮
	光田和伸	日本古典文学、比較文学、比較文化	日本人の死生観
	山田奨治	情報学、文化交流史	文化的な情報の生成・伝達・変容の研究
	劉 建輝	日中比較文学、比較文化	近代日中文化交渉史
	マルクス・リュッターマン	中・近世の日本社会史、文化史、古文書学	古代の外来書札受容及び中・近世の書札礼

※安田喜憲教授は、2012年3月退任予定です。

※※小松和彦教授・鈴木貞美教授は、2013年3月退任予定です。

※※※白幡洋三郎教授・戸部良一教授は、2014年3月退任予定です。

日本学術振興会
日中韓フォーサイト事業
JSPS A3 Foresight Program

平成23年度分 募集要項

(情報通信技術：次世代ネットワークとネットワークセキュリティ)

平成22年11月
独立行政法人 日本学術振興会

1 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science: JSPS) は、我が国と中国・韓国の研究機関が連携して世界トップレベルの学術研究、地域共通の課題解決に資する研究及び優秀な若手研究者の育成を行うことにより、3カ国を中核としてアジアに世界的水準の研究拠点を構築することを目的として、先見性や将来への展望などを意味する“foresight”の名を冠した「日中韓フォーサイト」事業を実施しています。本事業においては、3カ国の研究機関（以下、「拠点機関」といいます。）は、「共同研究」、「学会会合（セミナー）」、「研究者交流」を効果的に組み合わせて実施するものとします。

なお、本事業による支援期間終了後も、拠点機関においては、アジア地域における世界的水準の研究拠点として継続的な活動を実施することが期待されています。

2 実施方法

日中韓3カ国の実施機関（日本学術振興会（JSPS）、中国国家自然科学基金委員会（NSFC）、韓国研究財団（NRF）間の覚書に基づき実施します。

3 対象となる研究

本年度の対象分野は、情報通信技術：次世代ネットワークとネットワークセキュリティとします。なお、次年度以降の対象分野については、毎年度、3カ国の実施機関の協議により定めます。

4 対象国

我が国と中国・韓国の3カ国による交流を対象とします。

5 申請資格

(1) 申請可能な機関は、研究費、研究施設、設備、人員を十分に備えており、拠点機関として組織的な実施体制が取れる我が国の大学等学術研究機関又はその部局とします。

(2) 拠点機関には、研究代表者（Principal Investigator）を1名おきます。研究代表者は、

拠点機関に所属する常勤または常勤として位置づけられている研究者とします。

6 採用期間

- (1) 平成23(2011)年8月開始 3年間
〈平成23(2011)年8月～平成26(2014)年7月〉
- (2) 開始3年後に、3カ国の実施機関の協議により、2年間の延長を認める場合もあります。

7 本会支給経費

(1) 支給総額

1 課題当たり 3年間で3,000万円以内(予定)

平成23年度(8ヶ月間)	: 1,000万円以内
平成24年度(1年間)	: 1,000万円以内
平成25年度(1年間)	: 1,000万円以内
平成26年度(4ヶ月間)	: 1,000万円以内
※ 総額3,000万円以内とします。	

(2) 支給経費の用途

外国旅費、国内旅費、物品費、謝金、その他

(3) 支給方法等

- ① 課題の実施に要する業務について、我が国の拠点機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。
- ② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。
※ 詳細は、別紙「日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

8 採用予定件数

2件

9 申請手続

(1) 提出書類

申請希望機関は、下記①・②を所属機関の長に提出してください。所属機関の長は①・②を取りまとめ、下記③の書類を添付して本会に提出してください。個人申請は受け付けません。

- ① **Application Form for Project under A3 Foresight Program**
(Form A : 3カ国共通) 正本1部 写し8部
(A4判 正本:片面印刷、写し:両面印刷)
- ② 日中韓フォーサイト事業申請書
(Form B:日本側補足資料) 正本1部 写し8部
(A4判 正本:片面印刷、写し:両面印刷)
- ③ 平成23年度日中韓フォーサイト事業に係る申請書類の提出について
正本1部 (A4判)

(2) 申請受付期間

平成23年1月11日(火)～平成23年1月21日(金)

17:30【本会必着】

※ 申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。

- (3) 中国・韓国の研究代表者は、同内容の申請書(Form A: 3カ国共通)を、それぞれの国の実施機関(NSFC及びNRF)に提出することになっています。3カ国において同内容の申請書が提出されていない場合には申請は無効となりますので注意してください。

なお、募集の最終締め切り(1月21日)は3カ国で共通ですが、中国・韓国における募集方法・実施方法の詳細は、それぞれの実施機関において定めることとなっており、我が国と異なる場合があります。詳細については、各国の研究代表者を通じて各国の実施機関に確認してください。

10 申請に際しての留意事項

- (1) 相手国の拠点機関は中国・韓国の学術研究機関に限ります。
- (2) 本事業は、我が国と中国・韓国の3カ国の拠点機関により、3年間以内で実施するものです。その際、それぞれの相手国に対等の負担が求められることに留意してください。経費負担については、別紙「日中韓フォーサイト事業 経費の取扱いについて」を参照してください。
- (3) Form A(英文)とForm B(和文)の内容に齟齬の無いように留意してください。なお、万一齟齬のある場合には、Form A(英文)の内容が正しいものとして扱います。
- (4) 本事業により経費の支給を受けることができる参加者の範囲(本交流の参加者の範囲)は以下のとおりです。なお、日中韓以外の研究者の参加は原則としてできません。(これらは、日本側参加研究者に係る取扱いであり、中国側・韓国側においては取扱いが異なる場合がありますので、詳細については、各国の研究代表者を通じ各国の実施機関に確認してください。)
- ① 大学等学術研究機関に在籍する研究者(我が国の参加研究者においては文部科学省所管の科学研究費補助金に申請できる者)
 - ② 大学等学術研究機関において研究に従事する「ポスドク」
 - ③ 大学等学術研究機関に在籍する大学院博士課程及び修士課程学生
- (5) 本事業により支給される経費は、我が国と中国・韓国の拠点機関の間で実施される交流に対するものであり、日本側研究者がフィールドワーク等を行うために現地に赴くための経費等を援助するものではありません。
- (6) 本事業の研究代表者は、本会の先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業、若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム(ITP)、日独共同大学院プログラム、組織的な若手研究者等海外派遣プログラム、頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム、ボトムアップ型国際共同研究事業一日

米化学研究協力事業一、二国間交流事業（共同研究・セミナー）、日仏交流促進事業（SAKURAプログラム）、日米がん研究協力事業、及び日中医学交流事業において、コーディネーター・研究代表者・主担当教員・開催責任者を重複して務めることはできません。

(7) 本会において審査・評価を行っている世界トップレベル研究拠点プログラム（WPIプログラム）、グローバルCOEプログラム、大学院教育改革支援プログラム、組織的な大学院教育改革推進プログラム、質の高い大学教育推進プログラム、大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム、及び国際化拠点整備事業（グローバル30）、また、本会国際事業部が実施している拠点大学交流事業、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業、アジア・アフリカ学術基盤形成事業、日中韓フォーサイト事業、若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）、組織的な若手研究者等海外派遣プログラム、頭脳循環を活性化する若手研究者海外派遣プログラム、及び日独共同大学院プログラムを実施している（あるいは申請中の）申請機関は、その事業と本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

(8) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際事業に採用されたことのある研究代表者は、その事業の目標または成果（見込み）と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

11 審査方針

以下の観点から審査を行います。

① 【先端性・重要性】

- ・ 情報通信技術：次世代ネットワークとネットワークセキュリティ分野で先端的と認められる研究課題であり、かつ中国・韓国の相手国拠点機関と研究交流を行う必要性・重要性が明確であるか。
- ・ 日本側拠点機関及び相手国拠点機関との交流により、世界的水準の研究拠点となりうるような学術的価値の高い成果が、当該研究課題において期待できるか。
- ・ これまでの国際研究交流活動及び研究実績を活かし、それを発展的に展開するものであるか。

② 【若手研究者養成への貢献】

- ・ 若手研究者が身につけるべき能力・資質の向上に資する養成プログラムが考慮されているか。

③ 【日本側実施体制】

- ・ 日本側拠点機関において、日中韓3カ国を中核とした世界的水準の研究拠点形成の計画が、当該機関の研究教育活動上、戦略的に位置づけられているか。
- ・ 日本側拠点機関は、機関として継続的に交流を実施する体制を整えているか。
- ・ 世界的水準の研究拠点形成に向けて、適切な研究者が日本側に参加しているか。
- ・ 経費支給期間の終了後も、当該分野の世界的水準の研究拠点として継続的な活動が期待できるか。

④【中国・韓国の拠点機関とのネットワークの構築】

- ・ 拠点機関の組み合わせは、研究交流を継続的に実現できるものであるか。
- ・ 相手国拠点機関との研究交流の準備が十分に整っているか。
- ・ 当該分野における世界的水準の研究拠点として、将来にわたって協力関係の持続的な発展が期待できるか。

⑤【研究交流計画の妥当性】

- ・ 事業の目標に向けた計画が具体的であり、かつ実現性の高い内容となっているか。
- ・ 研究交流計画は、経費及び交流規模の面で合理的であるか。

12 選考及び結果の通知

(1) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を実施します。その後、中国・韓国の実施機関との協議により採用/不採用を決定し、その結果を平成23年7月(予定)に申請機関長に通知します。

(2) 不採用となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請機関長あてに通知します。

- ・ 不採用A (不採用の中で上位)
- ・ 不採用B (不採用の中で中位)
- ・ 不採用C (不採用の中で下位)

13 採用決定後の手続

拠点機関長あてに実施に必要な諸手続を通知するとともに、実施計画書等の様式を送付しますので、所定の期日までに必要書類を提出してください。

14 拠点機関等の義務

(1) ホームページを開設し、経費支援期間中及び終了後も積極的に情報を公開してください。また、本事業の実施により生じた成果に関する諸権利について本会は関与しませんが、成果発表に際しては本会の支援を受けたことを明記してください。

(2) 事業の最終年に終了時評価を本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。

15 その他

(1) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。

(2) 申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会アジア研究教育拠点事業の業務遂行のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)します。

なお、採用された課題については、拠点機関名、研究代表者及びその他の参加者の氏名等、年度実施計画、年度実績報告及び評価結果等が本会ホームページ等において公表され、また、関係機関へ周知されることがあります。

(3) 研究者等による競争的資金等の不正使用等や 研究教育活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択の決定を取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等のしかるべき措置をとります。

競争的資金等の適正な使用等については、別添（「競争的資金等の適正な使用等について」）をご参照ください。

(4) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。

(5) 募集要項、申請書及び関連情報は、本会のホームページ上から閲覧・ダウンロードできます。

ホームページ <http://www.jsps.go.jp/j-foresight/index.html>

16 中国・韓国側実施機関連絡先

中国：中国国家自然科学基金委員会 国際合作局亜非処及国際組織処

(住所) 100085 北京市海淀区双清路83号

(Tel) +86 (0)10 6232-6998

(Fax) +86 (0)10 6232-7004

韓国：Asia Team

Directorate for International Affairs

National Research Foundation of Korea (NRF)

(住所) 25, Heolleungno, Seocho-gu, Seoul, 137-748, KOREA

(Tel) +82 (0)2-3460-5704

(Fax) +82 (0)2-3460-5709

17 申請書類の送付先及び照会先

〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地

独立行政法人 日本学術振興会

国際事業部 地域交流課

「日中韓フォーサイト事業」担当

電話 03-3263-2316 / 1724 (ダイヤル)

E-mail foresight@jsps.go.jp